

《ご旅行条件書》 国内受注型企画旅行

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 受注型企画旅行契約

生活協同組合連合会大学生協事業連合（以下、「当会」といいます。）はお客様の依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいます。

3-1. 旅行のお申し込み

- (1) 当会がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申し込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。
- (2) 当会と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、会員番号を通知しなければなりません。
- (3) 当会は団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (4) 契約責任者は、当会が定める日までに、構成者の名簿を当会に提出しなければなりません。
- (5) 当会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (6) 当会は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (7) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。）。あらためて当会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。当会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

3-2. 契約の成立時期

- (1) 契約は当会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- (2) 当会は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立します。
- (3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- (4) 通信契約は(1)の規定にかかわらず、当会がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

3-3. 契約締結の拒否

- 当会は、次に掲げる場合においては、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- a. 当会の業務上の都合があるとき。
 - b. 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
 - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - d. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。
 - e. お客様が当会に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。
 - f. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当会らの信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

4. 契約書面の交付と確定書面

- (1) 当会は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。
- (2) 契約書面を交付した場合において、当会が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
- (3) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合にあっては旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までにこれらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- (4) 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当会は迅速かつ適切にこれに回答します。
- (5) 確定書面を交付した場合には、当会が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

6. 旅行代金のお支払いと旅行代金の変更

- (1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は、旅行出発日までの当会が定める期日までにお支払いください。
- (2) 利用する運送機関について、適用を受ける運賃・料金（以下「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、企画書面に記載した基準日において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に越えて改定されたときは、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当会は旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 当会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

7. 旅行契約内容の変更

- (1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当会は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当会は旅行代金を変更することがあります。
- (2) 当会は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。但し、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

8. お客様の交替

お客様は、当会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。（既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当会が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当会は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

9. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取り消しになる場合には取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。

1. 国内旅行に係る取消料

取消日	旅行開始日の前日から遡って			旅行開始の前日	旅行開始の当日	旅行開始の解除 無連絡不参加
	21日前迄（日帰りは11日前迄）	20日（日帰りは10日）～8日前迄	7日～2日前迄			
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

2. 宿泊プラン・レンタカーサービスのみの場合

取消日	旅行開始日の前日から遡って		旅行開始の当日	旅行開始の解除 無連絡不参加
	4日前迄	3日前～前日迄		
取消料	無料	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- (2) 当会の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。

10. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- 【1】お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容に以下の例示するような重要な変更が当会によって行われたとき
 - ① 旅行開始日又は終了日の変更
 - ② 入場する観光地、観光施設（レストランを含みます。）、その他の旅行の目的地の変更
 - ③ 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - ④ 運送機関の種類又は会社名の変更
 - ⑤ 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - ⑥ 宿泊機関の種類又は名称の変更
 - ⑦ 宿泊機関の客室種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
 - b. 旅行代金が増額されたとき。（お客様からの契約内容変更の求めがあった場合を除く）
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - d. 当会がお客様に対し、確定書面を期日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当会の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- (2) 当会の解除権

- 【1】お客様より企画書面に記載する期日まで旅行代金の支払いがないときは、当該期日の翌日においてお客様が契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当会に対し、企画書面に定める取消料又は企画料金に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 【2】次の項目に該当する場合は、当会は次に掲げる場合において、お客様に

事由を説明して、旅行開始前に受注型企画旅行契約を解除することがあります。

- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
- お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当会の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- お客様が第3-3項(d)から(f)に該当することが判明したとき。

11. 旅行開始後の解除

- (1) お客様の解除権
お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当会は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当会の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

- (2) 当会の解除権

- 【1】当会は次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約を解除することがあります。この場合、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いて払い戻しいたします。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
 - お客様が第3-3項(d)から(f)に該当することが判明したとき。
 - お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当会の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊期間等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
- 【2】本項(2)の【1】のa、dにより当会が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

12. 添乗員

- (1) 当会は、契約責任者の求めにより添乗サービスを提供することがあります。この場合、添乗サービス料金及び添乗員の団体・グループに同行するために必要な交通費、宿泊費等は、旅行代金に含むものとします。
- (2) 添乗サービスの内容は、原則として旅行を安全かつ円滑に実施し、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間は原則として8時から20時までとします。
- (3) 現地添乗員が同行しない区間及び現地係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行って頂きます。

13. 当会の責任

- (1) 当会は当会又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内に当会に通知があったときに限ります。
- (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当会又は当会の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当会は(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
- (3) 当会は、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して14日以内に、当会に対して申し出があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場を除きます。）として賠償します。

14. 特別補償

- (1) 当会は前項(1)の当会の責任が生じるか否かを問わず、当会約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金（1500万円）後遺障害補償金（1500万円を上限）入院見舞金（2万円～20万円）及び通院見舞金（1万円～5万円）を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金（手荷物1個又は1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。）を支払います。
- (2) 当該受注型企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日（旅行地の標準時によります。）が定められている場合において、その旨および当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払が行われていない旨について契約書面に明示したときは、当該日は「受注型企画旅行参加中」とはいたしません。
- (4) 当会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書・貯金証書（通帳及び現金支払機用カー

ドを含みます。）各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

- (5) 当会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

15. お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
- (2) お客様は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当会から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当会、当会の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。
- (4) 当会は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当会が指定する期日までに当会の指定する方法で支払わなければなりません。
- (5) クーポン券類紛失の場合、当該クーポン券類の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額とします。

16. 旅程保証

- (1) 当会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の【1】・【2】・【3】で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当会に第13項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。
- 【1】次に掲げる事由による変更の場合は、当会は変更補償金を支払いません。（ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。）
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令 オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止 カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置
- 【2】第10項及び第11項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当会は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当会は変更補償金を支払いません。
- (3) 当会はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行なうことがあります。
- 変更補償金の額＝1件につき下記の率×旅行代金

当会が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日迄にお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含む）その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0%	2.0%
【4】契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
【7】契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1.0%	2.0%

注1：「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2：契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3：【4】【7】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

注4：【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注5：【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更について

は、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注 6：【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 7：【7】宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリストによります。

17. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。国内旅行保険についてはお申込みの販売員にお問い合わせください。

18. 個人情報の取扱い

- (1)当会は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当会にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であって、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受できないことがあります。 取得した個人情報は「受託販売欄」に記載された（総合）旅行業務取扱管理者が個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2)当会は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用し、また、お申込みいただいた契約書面に記載された運送・宿泊機関等及び保険会社、手配代行者に對し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。 その他、当会は、1. 当会及び当会の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内、2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、3. アンケートのお願い、4. 特典サービスの提供、5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。
- (3)当会は、旅行添乗業務、空港等でのあつ旋サービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱う業務の一部または全部を他社へ委託することがあります。この場合、当会は当該委託先企業を当会基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (4)当会は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当会の保有するお客様の個人データを土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名等に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、出発前までにお申し出下さい。

19. その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当会では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。
- ※旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

この旅行条件書は 2025 年 7 月の基準に基づきます。
(更新日：2025 年 7 月 1 日)

東京都知事登録旅行業 2-2467 号
生活協同組合連合会大学生協事業連合